

平成 29 年度第 3 回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 3 月 29 日（木） 東京都庁第一本庁舎 42 階特別会議室 B																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>上智大学大学院法学研究科教授（委員長）</td> <td>楠 茂 樹</td> </tr> <tr> <td>日本大学総合科学研究所教授</td> <td>有 川 博</td> </tr> <tr> <td>（元）会計検査院官房審議官</td> <td>飯 塚 正 史</td> </tr> <tr> <td>工学院大学建築学部建築学科教授（委員長職務代理者）</td> <td>遠 藤 和 義</td> </tr> <tr> <td>弁護士（第一芙蓉法律事務所）</td> <td>木 下 潮 音</td> </tr> <tr> <td>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長</td> <td>仲 田 裕 一</td> </tr> <tr> <td>弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）</td> <td>原 澤 敦 美</td> </tr> <tr> <td>弁護士（兼子・岩松法律事務所）</td> <td>森 岡 誠</td> </tr> <tr> <td>弁護士（オリック東京法律事務所）</td> <td>若 林 美奈子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（敬称略・計 9 名）</td> </tr> </table>	上智大学大学院法学研究科教授（委員長）	楠 茂 樹	日本大学総合科学研究所教授	有 川 博	（元）会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史	工学院大学建築学部建築学科教授（委員長職務代理者）	遠 藤 和 義	弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木 下 潮 音	（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲 田 裕 一	弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	原 澤 敦 美	弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森 岡 誠	弁護士（オリック東京法律事務所）	若 林 美奈子		（敬称略・計 9 名）
上智大学大学院法学研究科教授（委員長）	楠 茂 樹																				
日本大学総合科学研究所教授	有 川 博																				
（元）会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史																				
工学院大学建築学部建築学科教授（委員長職務代理者）	遠 藤 和 義																				
弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木 下 潮 音																				
（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲 田 裕 一																				
弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	原 澤 敦 美																				
弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森 岡 誠																				
弁護士（オリック東京法律事務所）	若 林 美奈子																				
	（敬称略・計 9 名）																				
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会審議結果について</li> <li>(2) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について</li> <li>(3) 平成 30 年度定例審議事案抽出方針について</li> <li>(4) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第二監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について</li> </ol>																				
議案の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会の審議結果及び『入札契約制度改革に係る検証結果報告書（案）』について報告を受け、報告書の内容について審議を行った。</li> <li>(2) 及び(4) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第二監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</li> <li>(3) 平成 30 年度の定例審議の対象案件の抽出方針について審議を行った。</li> </ol>																				
委員会による審議結果報告	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各委員からの意見を踏まえ、委員長一任で修文を行ったうえで、財務局長に『入札契約制度改革に係る検証結果報告書』を提出することとした。</li> <li>(2) 及び(4) 定例審議の結果について、了承した。</li> <li>(3) 平成 30 年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、大規模工事等の契約金額が高額な事案、1 者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたもの、と決定した。</li> </ol>																				
事務局からの報告	特になし。																				

委員からの  
意見等の概要

議案(1)について

- 報告書(案)の「今後の検討課題(案)」のうち、①から⑦までは入札監視委員会のミッションに含まれるが、⑧から⑩についてフォローすることは当委員会のミッションからは離れるのではないか。
- 応札者が増加するにつれて落札率が大きく下がっていく事実があると思う。1者入札中止は、全面的に実行するのでも、あるいは全面的に廃止するのでもなく、その間で実行すべきである。
- 予定価格を事後公表としたことにより、従来は応札しなかった者が予定価格超過で応札していると考えられるため、応札者数の増加が落札率の低下にどれだけ意味を持っているかは不明と言わざるを得ない。
- 1者入札となる原因分析を行い、最初から1者入札にならないよう工夫をすることが重要であり、このことが、1者入札の中止を求めた理由である。都がその工夫をどこまで行ったのか疑問であり、1者入札中止を廃止する前提に欠ける。
- 1者入札となる原因分析を行って、どの案件が1者入札の中止に値するのかをきちんと分析してから、1者入札中止は導入すべきであった。全面的に1者入札中止を導入してから原因分析を行うのは、順序が逆転している。その順序をきちんとするのが先決であり、逆転している以上、1者入札中止制度を抜本的に再考すべきという結論が必然的に導かれる、ということが制度部会のコンセンサスであった。

議案(2)及び(4)について

- 不調原因の分析のためにも、事業者の負担にならないような聞き方を工夫したうえで、なぜ辞退したのかを説明してもらい義務を課してもいいのではないか。
- 新規参入を妨げないように、入札参加条件のうちの実績要件の付し方に工夫が必要だと思う。